

平成18年12月27日
周南社協規程第77号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
なべづる園指定就労継続支援（B型）事業運営規程

一部改正 平成19年10月11日 平成26年11月27日

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人周南市社会福祉協議会の運営するなべづる園（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B型）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定就労継続支援（B型）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

一部改正（平成26年11月27日）

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 なべづる園
- (2) 所在地 周南市大字小松原408番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) サービス管理責任者 1人

サービス管理責任者は、就労継続支援（B型）計画の作成業務のほか、事業所に対する指定就労継続支援（B型）の利用申込に係る調整、従業者に対する技術的指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- (3) 職業指導員 2人

職業指導員は、就労継続支援（B型）計画に基づき、適切な就労継続支援（B型）の提供を行うものとする。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行うものとする。

- (4) 生活指導員 1人

生活指導員は、日常生活上の支援を行うとともに、就労継続支援（B型）計画に基づきサービス提供を行うものとする。

(5) 目標工賃達成指導員 1人

工賃向上計画に掲げた目標の達成に向けて、積極的に取り組むものとする。

一部改正・追加（平成26年11月27日）

（営業日及びサービスの提供時間）

第5条 事業所の営業日及びサービスの提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の休日、12月26日から1月5日及び8月13日～8月15日までを除く。

(2) 臨時営業日 事業所は、前号の営業日以外の日に、生産活動等の状況並びに地域行事への参加、余暇活動のため、利用者の意向を得た後、サービスの提供を臨時に行う場合がある。

(3) サービス提供時間 午前10時から午後3時30分までとする。

追加（平成26年11月27日）

（事業所の利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は、20名とする。

（指定就労継続支援（B型）の内容）

第7条 就労継続支援（B型）の内容は次のとおりとする。

(1) 就労の機会の提供

(2) 生産活動の機会の提供

(3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供

(4) 施設外支援の実施

(5) 施設外就労の実施

(6) 前各号を通じて、知識及び能力の高まった者について就労への移行に向けた支援

(7) 前各号に掲げるもののほか、就労継続支援（B型）の利用者に必要な支援

一部改正（平成26年11月27日）

（利用者から受領する費用の額及びその他の費用の額）

第8条 指定就労継続支援（B型）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定就労継続支援（B型）が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、市が定める月額負担上限額の範囲内とする。

（提供拒否の禁止）

第9条 事業所は、正当な理由なく指定就労継続支援の提供を拒まないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、周南市、下松市、光市の区域とする。

（受給資格の確認）

第11条 事業所は、指定就労継続支援（B型）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

（訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第12条 事業所は、就労継続支援（B型）事業に係る支給決定を受けていない者から利用の申

込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の申請が行われるよう必要な援助をおこなうものとする。

(心身の状況等の把握)

第13条 事業所は、指定就労継続支援（B型）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市等に対し利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービス提供の記録)

第14条 事業所は、指定就労継続支援（B型）を提供した際は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(訓練等給付費の額に係る通知等)

第15条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援（B型）に係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る訓練等給付費の額を通知するものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援（B型）に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定就労継続支援（B型）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第16条 事業所は、利用者が指定就労継続支援（B型）の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうように説明を行うものとする。

(1) 利用者が外出する際は、事前に事業者へ届け出るものとする。

(2) 所定の場所で喫煙すること。

(就労継続支援計画（B型）の作成等)

第17条 サービス管理責任者は利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画等の作成をする。

(相談及び援助)

第18条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(訓練)

第19条 事業所は、利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行うものとする。

(生産活動及び支援方針)

第20条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、

利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこととする。

(工賃の支払)

第 21 条 事業所は、利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。利用者に支払われる一月あたりの工賃の平均額は 3 千円を上回る額とする。また工賃の水準を高めるよう努める。

2 事業所は、年度ごとに工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告することとする。

(施設外支援)

第 22 条 事業者は、職場実習、求職活動等の施設外支援を実施する。

追加 (平成 26 年 11 月 27 日)

(現場実習の実施)

第 23 条 事業所は、利用者が就労継続支援 (B 型) 計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努める。

一部改正 (平成 26 年 11 月 27 日)

(求職活動の支援の実施)

第 24 条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う休職活動の支援に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職業開拓に努める。

一部改正 (平成 26 年 11 月 27 日)

(職場定着のための支援の実施)

第 25 条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

一部改正 (平成 26 年 11 月 27 日)

(施設外就労)

第 26 条 事業者は、一般就労への移行や工賃の向上を図るため、利用者と職員がユニットを組み、請け負った作業を行う施設外就労を実施する。

追加 (平成 26 年 11 月 27 日)

(緊急時等における対応方法)

第 27 条 事業所は、指定就労継続支援 (B 型) を提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

一部改正 (平成 26 年 11 月 27 日)

(非常災害対策)

第 28 条 事業所は、指定就労継続支援 (B 型) を提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練

を定期的に行うものとする。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

（契約時の書面の交付）

第 29 条 事業所は、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定就労継続支援（B 型）の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

（利用者に関する市町村への通知）

第 30 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知することとする。

(1) 正当な理由なく指定就労継続支援（B 型）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特別訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

（身体拘束の禁止）

第 31 条 事業所は、指定就労継続支援（B 型）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

（虐待の防止のための措置）

第 32 条 事業所は、事業の提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

（勤務体制の確保等）

第 33 条 管理者は、適切な指定就労継続支援（B 型）が提供できるよう従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

（衛生管理等）

第 34 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備、備品又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

(協力医療機関等)

第 35 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次の通り、あらかじめ、協力医療機関を定めておくものとする。

協力医療機関名： 医療法人 真和会 松村医院
一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

(掲示)

第 36 条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

(秘密保持)

第 37 条 従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

(情報の提供等)

第 38 条 事業所は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業所が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにする。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

(利益供与等の禁止)

第 39 条 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者に対して当該指定就労継続支援（B 型）事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

(苦情解決)

第 40 条 事業所は、指定就労継続支援（B 型）の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

(地域との連携)

第 41 条 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努める。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

(事故発生時の対応)

第 42 条 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援（B 型）の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定就労継続支援（B 型）の提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由

により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

（会計の区分）

第 43 条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援（B 型）の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

（記録の整備）

第 44 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 事業所は、利用者に対する指定就労支援（B 型）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援（B 型）を提供した日から 5 年間保存する。

(1) 第 17 条に規定する就労継続支援（B 型）個別支援計画

(2) 第 14 条に規定する提供したサービス内容の記録

(3) 第 30 条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第 31 条に規定する身体拘束等に係る記録

(5) 第 40 条に規定する苦情の内容の記録

(6) 第 42 条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

（その他）

第 45 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

一部改正（平成 26 年 11 月 27 日）

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 11 日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 27 日）

この規程は、公布の日から施行する。